「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「国民健康保険事業会計繰出金」

（事務局）　続きまして、国民健康保険事業会計操出金です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　国民健康保険事業ですが、平成23年度予算ベースで総額438億円の繰り入れを行っておりまして、義務的繰り入れが240億円、任意繰り入れが198億円という状況でございます。

見直しの考え方ですけれども、所得200万円層の世帯の保険料の収入に対する負担感について、府下市町村並みとなるように、市独自の３割減免の廃止も含めまして一般会計からの任意繰り入れを見直すというものでございます。

また、出産一時金につきまして、市独自実施分の第２子43万円、３子45万円を他都市水準42万円にまで引き下げます。

それから、医師会等への診療報酬請求事務指導整備委託事業につきましては、必要性が乏しいということで廃止ということでございます。

委託事業につきましては24年度、任意繰り入れにつきましては25年度の実施ということでございます。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（福祉局）　それでは福祉局の考え方を御説明申し上げます。

国民健康保険は加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な課題を抱えておりまして、その事業運営は極めて厳しい状況であり、被保険者の保険料負担感も高くなっております。

特に本市国民健康保険におきましては、低所得世帯の割合が高く、中間所得者層の保険料負担が過重なものとなっております。例えば平成21年のデータによりますと、本市の国保加入世帯におきましては、所得ベースで100万円未満の世帯は全国平均よりも高い約64％となっておりまして、全世帯の平均所得は約47万円となっております。ま

た、本市の国保加入世帯における世帯主の職業の状況といたしましては、平成21年度のデータでは、約62％の方が年金受給者を含む無職の方となっております。

このようなことから、平成23年度予算で一般会計から198億円の任意繰り入れを行い、被保険者の保険料負担の軽減を図っているところでございます。この任意繰り入れを見直した場合の保険料への影響でございますが、資料33ページの任意繰り入れの削減額と保険料負担についての資料、下のほうの（２）をごらんください。これは任意繰り入れを100億円削減する場合、50億円削減する場合、19億円削減する場合のそれぞれの保険料の引き上げ額を試算いたしております。

次に、保険料の収入に占める割合、これは保険料の負担感と言えると思いますが、同じページ、上半分でございますが、（１）の収入の占める割合（負担感）についてをごらんください。ここには示しておりませんけれども、所得割保険料の算出基礎となる所得を100万円ごとに区分して負担感を比較いたしましたところ、収入に占める割合が一番高い所得層が、今回、例として挙げております夫婦と子供２人の４人世帯で、収入312万円、所得200万円の世帯でございます。

平成23年度予算ベースでは、保険料は32万3,000円で、収入に占める割合は10.4％となります。これは政令指定都市、府下市町村ともに負担感の低いほうから14番目となります。この世帯で任意繰り入れを100億円削減した場合、50億円削減した場合、19億円削減した場合のそれぞれのケースの収入に占める保険料の割合を試算いたしております。なお、それぞれの削減額には、本市独自の３割減免を廃止した場合の影響額約３億円を含んでおります。

ここで本市独自の３割減免についてでございますけれども、資料34ページ、法定軽減の対象者拡大についてをごらんください。国民健康保険料につきましては、世帯の所得金額に応じまして、応益割保険料の７割、５割または２割を軽減する制度が法で定められておりまして、本市ではさらに中間所得者層の保険料負担を軽減するため、独自の３割減免を昭和48年から実施いたしております。

１、現行制度及び国改正案についてでございますが、国におきましては平成27年度にイメージ図のとおり、低所得世帯に対する応益割保険料の対象者を拡充することが検討中でございます。

２、制度改正の影響についてでございますが、（１）本市対象世帯数につきましては、新たに２割軽減から５割軽減となる世帯数が約３万6,000世帯程度と見込まれますが、

これらの世帯は現在、本市独自の３割減免の対象となっている世帯でございます。また、新たに２割軽減の対象となる世帯は約２万2,000世帯程度と見込まれております。

３、本市独自の３割減免についてでございますが、対象世帯は約３万8,000世帯となっておりまして、本市同時で上乗せしている１割相当の減免額は、１世帯当たり年間で平均約8,000円でございます。

このように、本市独自の３割減免につきましては、所得割のかかる中間所得者層の中でも低所得世帯の保険料を軽減するために実施しているもので、国においても、ただいま説明しましたとおり、低所得世帯に対する保険料軽減の拡充要件とされており、その内容につきましては本市独自の３割減免対象世帯約３万8,000世帯のうち９割を超える約３万6,000世帯が５割軽減となりますことから、それに合わせて見直すべきであると考えております。

その理由でございますけれども、先行して本市が３割減免を廃止いたしますと、一部の低所得の層に大きな負担増を求める結果となることや、また現在３割減免対象世帯の大半の方が一たん２割軽減になり、国の拡充策が実施されれば５割軽減になることになり、こういった点への配慮が必要であると考えているからでございます。

以上、御説明いたしましたように、一般会計からの任意繰り入れの見直しにつきましては、被保険者の保険料負担に対する影響が大きいことから、慎重に時間をかけて広く検討する必要があると考えておりますので、受益と負担のあり方について、平成25年度予算に向けまして議論していくべきであるというふうに考えております。

続きまして、本市国民健康保険における出産育児一時金についてでございますが、国民健康保険法及び大阪市国民健康保険条例に基づきまして、被保険者が出産した場合に支給することといたしております。支給金額につきましては、健康保険法施行令で定められている指針に基づき実施をしているところですが、平成10年度以降、少子化対策に資するため、本市独自に第２子以降の増額を行っておりまして、現在は第１子42万円、第２子43万円、第３子以降45万円の支給といたしております。

支給金額の見直しにつきましては、今後の大阪市全体の少子化対策、子育て支援策のあり方の中で検討すべき課題であるというふうに考えております。なお、出産育児一時金支給額を変更いたします場合、大阪市国民健康保険運営協議会に諮問する必要があるところでございます。

最後に、医師会等への指導整備委託につきましては、既に24年度からの廃止を決定い

たしているところでございます。

説明は以上でございます。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　一般会計の任意繰り入れの見直しにつきまして、時間をかけて25年度予算に向けて議論していくべきということで、これは同じ我々も認識しておるところでございますけれども、25年度見直しに向けて議論をしていく中で、やはりこの時期に試案として打ち出しもしながら、時間をかけて議論をしていきたいというふうに思っております。

それと市独自の３割減免につきましては、国の制度がまた拡充されるまではということでございますけれども、受益と負担ということで、やはり国保料につきましては年度、年度の考え方で料金徴収するものでございますので、国に先駆けて、一たん受益と負担をしっかりと見直して、また国の制度は国の制度として変更していけばよいのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、出産一時金につきましては、運営協議会のほうに諮問していくということでございますので、また御協力よろしくお願いいたします。

（福祉局）　25年度に向けて議論させていただくということで、よろしくお願いをいたします。

それで３割減免につきましては、先ほどもるる述べさせていただいたとおりでございますが、この部分の見直しをいたしますと低所得の方の一部の層に特に非常に大きな加重がかかってくるというふうなことについても、ぜひ御配慮をいただきまして、国のほうが27年度に向けて見直し、拡充を検討されておりますので、ある意味で本市はそれに先駆けてやらせていただいてる部分というふうにも考えられますので、ぜひそういった部分にも御配慮いただきたいというふうに考えております。

また、出産育児一時金につきましても、これも先ほども申し上げたとおりなんですけれども、やはり子育て支援という、そういう大きな観点もあろうかと思いますので、そういった部分でトータルな御議論をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（橋下市長）　国民保険なんですけど、これ、ちょっと僕もいろいろな専門家の人と勉強させてもらってるんですが、これ、ちょっと独自減免の話と繰り入れの話は、僕は整理がつかずにですね、まず独自減免、ちょっとそれ国に合わせてって話をしたんです

が、一般繰り入れをこれ、やめた場合にいろいろ影響があるというのは、いろいろ数字は教えてもらったんですが、そのときにこの国保の中での中所得者、普通で言うところの低所得者になると思うんですが、ここにすごい影響があるということは十分承知してるんですが、高収入の方はどうなるんですか。一般繰り入れをしてることによって、高収入の方の保険料も落ちてるんですかね。

（福祉局）　いわゆる一般繰り入れによりまして、約150億円につきましては、加入者の方全員に。

（橋下市長）　全員なんですね。

（福祉局）　はい、効果が出るようにいたしております。

（橋下市長）　だから、この国保というか、保険の仕組みの中で税投入するときには、この全体の保険料率を下げることに税を投入するんじゃなくて、低所得者をどこの範囲にとらえるのかは別ですけど、いわゆる所得階層のところの負担部分を落としにかかるというのが本来の所得の再分配のやり方だろうというようなところに、今、ちょっといろんな人と勉強させてもらって行き着いたところがあって、そうすると受益と負担は、まず、きちんとルールに基づいてぱちっとやった上で、独自減免のほうでその税、もし一般繰り入れで税を使うんであれば、独自減免を何か戦略的に考えながらやっていく話なのかなということをもやっと思ってるんです。

単純に言えば、高所得者の方にはもう保険料が上がろうが何であろうが、それはもう受益と負担の関係できちんと負担してねと。この100億円とか150億円の使い方としては、低所得者の方にどういう負担軽減をするのかは考えてもらいながら、市役所のほうの税負担との兼ね合いで負担が余り上がらないようにというような思いがあるんですが、そういうことではシステムはつくりにくいんですかね。

（福祉局）　済みません、福祉局総務課長の坂田でございます。

まず済みません、１点目なんですけども、高所得者という概念なんですけど、この国民健康保険、大阪市の場合におきましては、所得300万円までの方で、もう全世帯の92％という状況になっておりますので。

（橋下市長）　ああ、そうなんですか。

（福祉局）　もうほぼ、いわゆる低所得者という状況にございます。

それから、今、市長が言うていただきました、例えば100億円、150億円のこの使い道で、ある層にピンポイントに例えば減免ということになりますと、減免の仕組みとい

たしまして、それは条例とかでやる減免ということになると思うんですけど、そこの場合につきましては、一々、被保険者の方から申請していただかなあかんという状況になっておりまして、国の制度でしたら大阪市の職権で、もう最初の賦課決定いたしますときに、あなたの保険料はこれだけですということで最初から通知できるんですけども、一たん郵送でも何でもいいんですけど、申請していただかなあかんということになりますと、物すごいちょっと。

（橋下市長）　事務的にですね。

（福祉局）　はい、そういうこともございます。

（橋下市長）　わかりました。多分、鈴木さんと高橋洋一さんにこの件をちょっと見てほしいということを言ったんですが、多分実務の話でそういうこともきちんと伝えていただいて、理屈だけではいかない世界だと思いますので、わかりました。勉強になりました。

（事務局）　議論を終わります。

それでは、以上をもちまして施策事業の見直し試案に対するオープン議論を終了いたします。

（橋下市長）　じゃあ、遅くまでお疲れさまでした。